

群馬県公立大学法人施設等貸付規程

平成30年4月1日

群馬県公立大学法人規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人固定資産管理規程（群馬県公立大学法人規程第27号）第19条の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）が管理する固定資産のうち、土地、建物及び建物附属設備（以下「施設等」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付許可の基準)

第2条 法人の施設等は、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、女子大学（法人事務局を含む。）又は県民健康科学大学の職員及び学生（以下「学内者」という。）以外の者（学内者のうち施設等の本来の用途又は目的以外の目的で使用するものを含む。）に貸し付けることができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共の用に供する場合
- (2) 運輸事業、電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合
- (3) 職員、学生その他法人の施設等を利用する者のため、食堂、売店その他の福利厚生施設を設置する場合
- (4) 施設等の使用が公共性、公益性に反せず、社会的又は経済的な見地から貸付けが妥当と判断される事業の用に短期間供する場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、法人の業務の遂行上やむを得ないと認められる用に供する場合

(貸付けとみなさない範囲)

第3条 法人の業務遂行のため、法人が提供する次の施設等は、貸付けとみなさない。

- (1) 施設管理、警備、清掃等の業務を法人以外の者に委託した場合において、受託者に提供（要員配置）することが契約書に明記されている施設等
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供するものと認める施設等

(貸付許可の手続等)

第4条 施設等の貸付許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、群馬県公立大学法人施設等貸付申請書（別記様式第1号）を当該施設等の資産管理者へ提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 資産管理者は前項の申請が適当であると認めたときは、申請者に対して群馬県公立大学法人施設等貸付許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- 3 資産管理者は、施設等の貸付けを許可するに当たって必要な条件を付した場合は、当該

条件を前項の許可書に記載するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、法人は、施設等の貸付けを受けようとする者との貸付契約により施設等を貸し付けることができる。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、次の各号に掲げるものは、5年を限度として貸し付けることができる。

(1) 電柱、公衆電話、携帯電話基地局、地下埋設物等土地に定着する施設

(2) 職員、学生その他法人の施設等利用者のために設置する福利厚生施設

(使用料)

第6条 第4条第1項及び第2項の規定により施設等の貸付けを許可した場合の使用料は別に定める。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、これを前納とする。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、毎月又は毎年定期に納付することができる。

2 使用期間に端数を生ずるときは、月割又は日割計算による。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用若しくは公益事業の用に供するとき。

(2) その使用目的が、法人の業務遂行上必要であるとき。

(3) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断されるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか理事長が特に必要があると認めたとき。

(許可の取消し)

第9条 資産管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項が事実と反するとき。

(2) 第4条第3項の規定により許可書に記載した条件に違反する事実があったとき。

(3) 施設等の本来の用途又は目的を妨げるおそれが生じたとき。

(4) 法人において当該施設等を使用する必要があるが生じたとき。

(土地建物貸付簿)

第10条 資産管理者は、土地建物貸付簿を常に整理し、施設等の貸付けの状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設等の貸付けに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に群馬県公有財産事務取扱規則（昭和61年群馬県規則第9号）の規定により行われている使用許可又は貸付けは、第4条の規定による貸付けとみなす。